

2 私立認定こども園の設置等について

(1) 私立幼保連携型認定こども園の設置 (9施設)

No.	設置者名	名称(仮称)	利用定員				別冊 ページ	区域
			H29 計	H30				
				計	1号	2・3号		
1	(福)ゆりかご保育園	ゆりかご認定こども園	160	160	10	150	1	北
2	(福)岡保保育園	岡保こども園	100	120	10	110	3	
3	(福)日光福祉会	日光こども園	100	106	6	100	5	
4	(福)ゆきんこの会	ゆきんこ光陽こども園	90	98	8	90	7	
5	(福)藤島会	ふじしま認定こども園	130	130	10	120	9	
6	(福)中藤福祉会	中藤東こども園	130	140	10	130	11	
7	(学)聖三一学園	認定こども園聖三一幼稚園	235	80	60	20	13	
8	(学)光の子学園	認定こども園光の子	90	110	60	50	15	
9	(学)藤島学園	藤島幼稚園	360	270	180	90	17	

※ (福) = 社会福祉法人 (学) = 学校法人

※ 区域 = 福井市子ども・子育て支援事業計画において定めた教育・保育提供区域

※ 藤島幼稚園は、本園と分園の合計定員

(2) 私立幼稚園型認定こども園の設置 (1施設)

No.	設置者名	名称(仮称)	利用定員				別冊 ページ	区域
			H29 計	H30				
				計	1号	2・3号		
1	(学)尾上幼稚園	尾上幼稚園	90	90	70	20	21	北

(3) 私立認定こども園の定員増 (20名超) (1施設)

No.	設置者名	名称	利用定員				別冊 ページ	区域
			H29 計	H30				
				計	1号	2・3号		
1	(学)梅園幼稚園	認定こども園梅園幼稚園	270	270 (0)	120 (-40)	150 (40)	23	南

※ ()内の数字は前年比の増減数

(4) 設置または定員変更予定年月日 平成30年4月1日

《幼保連携型認定こども園の認可基準》

施設の設置 パターン	考え方	主な基準
幼稚園・保育園からの移行	<ul style="list-style-type: none"> 適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として「設備」に関して移行特例を設ける 施行後10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p><園舎面積></p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園からの移行 ▶▶ 幼稚園基準(1学級:180㎡、2学級以上:320㎡+100㎡×(学級数-2)) 保育園からの移行 ▶▶ 保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可 <p><園庭の設置・面積></p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園からの移行 ▶▶ 幼稚園基準(3学級未満:330㎡+30㎡×(学級数-1)、3学級以上:400㎡+80㎡×(学級数-3))で可 保育園からの移行 ▶▶ 保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可 <p><園庭の設置・面積(代替地・屋上)></p> <ul style="list-style-type: none"> 満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可